



正光寺保育園 赤羽岩淵園
重要事項説明書

令和6年度

2024/4/1改訂

宗教法人 正光寺 正光寺保育園 赤羽岩淵園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

企業主導型保育事業設置者の表示

事業者の名称	宗教法人 正光寺
代表者の氏名	高橋 寿光
法人の所在地	東京都北区岩淵町32-11
法人の電話番号	03-5939-6676
定款の目的に定めた事業	保育園の運営、高齢者事業、祭祀、仏教儀礼(浄土宗)

1. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、企業主導型保育所として、1歳児から6歳未満児を対象に、定員「6人以上19人以下」で行う事業であり、施設の整備や運営に関する基準、給食の提供、保育料など、基本的に認可保育所に準じている。少人数保育により、お子様の発達に応じたきめ細かな保育を行うことを目的とする。
運営方針	当法人は次の点に注力して施設の運営に当たるものである。 1.子どもたちが穏やかに生活を送れるような環境の構築 2.高齢者施設との連携をはじめとする様々な形での地域との交流 3.保護者に対する積極的な育児支援 4.保育士の資質の向上 以上のように、保育に適した環境作りと、保育士、地域、保護者が連携してより良い保育が行えるような運営を心がけていく。 また現在、保育所施設と通所介護事業所を運営しており、今後は高齢者福祉施設との連携をより一層密にとり、包括的な福祉事業を展開していく予定である。

2. 提供する保育の内容

(1) 小規模保育事業所（正光寺保育園 赤羽岩淵園）の概要	
名称	正光寺保育園 赤羽岩淵園
所在地	東京都北区岩淵町37番4号
事業開始年月日	2019年3月15日
電話番号	03-6903-9952
FAX番号	03-6903-9953
メールアドレス	akabaneiwabuchi@sk-i.or.jp
施設長氏名	玉木 貴美
入所定員（年齢別）	「5 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり
職員数	「3 職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり
取り扱う保育事業	企業主導型保育事業
自己評価の概要	職員による保育内容等の人事考課を毎年2度実施し、上長と面談を通じて幼児教育の向上に努めています。
職員への研修実施状況	法人内研修の実施・外部研修への参加
嘱託医	赤羽東口病院 廣澤 知一郎 (住所：東京都北区赤羽1-38-5 電話：03-3902-2131)
嘱託歯科医	田口歯科 田口 亜希子 (住所：東京都北区赤羽1-52-1田口ビル 2F 電話：03-3902-0752)

(2) 保育事業所の概要	
建築物	鉄筋コンクリート造 11階建て 1階部分 97.08㎡
施設の内容	保育室 55.07㎡、調理室 7.35㎡、トイレ 12.22㎡、その他 22.44㎡
安全対策	安全かつ適切に、質の高い保育を提供するために、「健康管理マニュアル」「危機管理マニュアル」「安全管理マニュアル」「感染症対応マニュアル」「衛生管理マニュアル」に則り、事故を防止するための体制を整備します。
	傷害賠償保険：損害保険ジャパン株式会社 最大：500,000千円/1事故 災害救済給付：日本スポーツ振興センター 最大40,000千円/1名
(3) 年間保育計画	
組・グループ	保育計画
1歳児	安心できる大人との人間関係を少しずつ広げていき、多くの探索活動を通し、子どもの学びの芽生えを保証します。
2歳児	保健的で安全な環境のもと、保育者や友達と関わり合いながら、様々な経験をし、自立心を養います。
3歳児	身近な友達や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動します。様々な経験を通し、自由な表現と豊かな感性を育てます。
4歳児	生活や遊びの中から、保育者や友達との関わりを深め、相手の気持ちに気づきながらも、自己発揮できるようにしていきます。集団的、協同的遊びを通し、同じ目的に向け協力し合う力を養います。
5歳児	集団生活の中で意欲的に活動し、仲間との関わりを通して生きる力を培います。意欲的な活動を通して、疑問や発見などによる事物への関心を深めます。身の回りの事象に触れ、ものの性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにします。
その他 (年間行事等)	入園式・進級お祝い会・はなまつり・七夕・水遊び・お盆まつり 引き渡し訓練・敬老の日・遠足・運動会・クリスマス会・節分 ひな祭り・お別れ会・卒園式・誕生日会・個人面談・保育参加 クラス懇談会

(4) 主な1日の保育スケジュール

【1・2歳児】

7:30 延長保育
～
8:00 順次当園
自由活動
～
排泄(おむつ交換)
手洗い
9:00 水分補給
主活動の用意
9:45 主活動(主に乳幼児別)
～
10:50 排泄(おむつ交換)
手洗い
11:00 給食
着替え

11:40 お昼寝
14:50 目覚め・起床
排泄(おむつ交換)
手洗い
15:00 おやつ
15:30 帰りの支度
自由活動
16:00 順次降園
～
19:00 閉園

*子ども達の様子に合わせて、随時
見直していきます。

主なお散歩のコース：正光寺、赤羽東公園、赤羽三丁目児童遊園、赤羽三丁目公園、
新河岸川緑地、荒川土手、赤羽台けやき公園、赤羽公園

【3～5歳児】

7:30 延長保育
～
8:00 順次当園
自由活動
～
排泄
手洗い
8:45 水分補給
朝の会
主活動(主に乳幼児別)
11:00 排泄
手洗い
給食準備
11:30 給食「いただきます」
～
12:00 給食「ごちそうさまでした」
着替え
排泄

12:30 お昼寝
14:30 目覚め・起床
排泄
手洗い
おやつ準備
15:00 おやつ
帰りの支度
16:00 帰りの会
～
16:30 自由活動
～
順次降園
19:00 閉園

*子ども達の様子に合わせて、随時
見直していきます。

主なお散歩のコース：正光寺、赤羽三丁目児童遊園、赤羽三丁目公園、赤羽東公園、
新河岸川緑地、荒川土手、八幡神社、赤羽公園、赤羽台けやき公園

(5) 食事の提供について	
昼食・おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、自園にて調理し児童に提供します。 ・保護者の方へは、前月末日頃に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	<p>給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、病院を受診し、医師に「生活管理指導票」を記入してもらい、提出していただきます。保護者の方と相談させていただき、除去食にするなど対応を検討します。</p> <p>*当園では、蕎麦、青魚、蟹、小麦、乳、卵は使用しません。</p>
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員及び食事介助を行う保育者等は毎月検便を行います。 ・毎日2回の消毒清掃を行っています。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
施設長(保育士)	1人	園の運営総括。
副主任(保育士)	1人	園長を補佐し、保育内容について他の保育従事者を統括。
保育従事者	5人	保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務。又、地域の保護者等に対する子育て支援を行う。
調理員	1人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動。
事務員	1人	保育以外の事務全般を担う。
嘱託医	1人	園児の心身の健康管理を行うと共に、定期健康診断、定期健康歯科診断、職員及び支給認定を受けている保護者への相談・指導。
嘱託歯科医	1人	

*すべての時間帯において、企業主導型保育事業運営基準を遵守し、保育従事職員を児童数に応じて配置基準を満たし、保育を行います。

*保育定員数・月齢に応じて職員人数は変更になります。また、園児数に応じて保育従事者を随時採用します。

4. 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで *土曜保育をご希望の場合はお知らせください。
保育時間	月～土 8時00分～19時00分 *お預かり時間は勤務時間と通勤にかかる時間を踏まえ、決定致します。 *産休・育休及び休職中等の場合は保育短時間(8時間以内)となります。
延長保育時間	月～土 朝 7時30分～7時59分 *延長保育をご希望の場合はお知らせください(申請書類有り)。
休所日	日曜日・祝祭日(国民の祝日に関する法律に規定する日) ----- 年末年始(12月29日～1月3日)

5. 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

月極保育 定員19人（従業員枠10名/うち共同利用枠10名）・地域枠9名）

歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	7人	6人	4人	2人	0人	19人

*各クラスの定員数は変動する場合があります。

6. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

(1) 月極基本保育料(8時00分～19時00分)

【従業員枠】 1・2歳児：37,000円/月、3歳児：29,000円/月、4～5歳児：26,000円/月

【地域枠】 1・2歳児：40,000円/月、3歳児：32,000円/月、4～5歳児：29,000円/月

*1・2歳児で住民税非課税世帯であって、保育の必要性のある子どもの月極基本保育料は幼児教育・保育の無償化の対象です。地域枠の方は、〈勤務証明書〉と市区町村の〈子どものための教育・保育給付認定通知書兼支給認定証(以下、支給認定証)〉が必要となります。

支給認定が受けられない場合、月極基本保育料全額をお支払いいただきます。

*3・4・5歳児は幼児教育・保育の無償化の対象です。地域枠の方は、〈勤務証明書〉と市区町村の〈支給認定証〉が必要となります。支給認定が受けられない場合、3歳児：32,000円/月、4・5歳児：29,000円/月の月極基本保育料をお支払いいただきます。

(2) 月極延長料金

7時30分～7時59分 2,500円/月

(3) 突発的な延長料金

600円/30分

(4) 閉園時間(19時00分)を過ぎた場合

3,500円/1回

(5) 一時保育

7,000円/日。(給食・おやつ代を含みます。)

*定員に空きがある場合のみ利用できます。

*事前に〈一時保育利用者面談〉を行う必要がありますので、利用日の1カ月前までに申請をお願いします。

*食物アレルギーがある方は、生活管理指導票の提出をお願いしています。

*キャンセルについては食材発注の都合上、当日のキャンセルは全額、2週間前から前日までのキャンセルは1,000円をお支払いいただきます。

(6) おむつ破棄代

年2回 各3,000円。

*入園時におむつが外れている場合は請求しません。

また、請求後おむつが外れた場合、月額で返金致します。

(7) スポーツ振興センター保険料

年1回 210円

(8) 個人持ち保育物品代

個人で使用する保育に必要な物品代を徴収します。金額は別途書面にてご説明いたします。

必要物品	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
帽子	○	—	○	—	—
製作帳	○	○	○	○	○
シール帳	—	—	○	○	○
シール帳シール	—	—	○	○	○
ワークブック	—	—	○	○	○
自由画帳	—	—	○	○	○
油粘土	—	—	○	○	○
粘土ケース	—	—	○	—	—
粘土ペラ	—	—	○	—	—
スモック	—	—	○	—	—
クレヨン	—	—	○	—	—
ハサミ	—	—	○	—	—
ノリ	—	—	○	—	—
水性マーカー	—	—	—	○	—
ピアノカ卓奏用ホース	—	—	—	○	(○)
絵の具	—	—	—	—	○

(9) 行事等で実際にかかった費用の実費を徴収させていただきます。

7. オプションセット (月額)

「ご家庭でのお子様との時間を大切にしていきたい。」

そのために家庭でのお洗濯や持ち帰りのお荷物をなるべく減らせるパッケージをご用意しました。

①手ぶらセット 7,800円	お食事エプロン・手口ふき・紙おむつ・おしり拭き・寝具一式
②お食事セット(1・2歳児用) 2,000円	お食事エプロン・手口ふき
③お食事セット(3・4・5歳児用)500円	手口ふき
④おむつセット 4,000円	紙おむつ・おしり拭き
⑤寝具セット 3,000円	寝具一式

*上記オプションを利用いただくと、日々の持ち帰りや週末の寝具の持ち帰りがありません。

*上記オプションは組み合わせて利用することもできます。

8. 支払い方法

保育料等は利用月分を口座振替依頼書にご記入いただきました口座から、前月26日(土日祝日の場合翌営業日)に引落されます。

尚、残高不足で引落しができない場合、保育園から期限付きの催告をします。指定口座に振込をお願いします。その期限を過ぎても振込が確認できない場合は別途遅延料が発生しますので、ご注意

【指定口座】 みずほ銀行 赤羽支店(普)3001676 正光寺(ショウコウジ)

9. 入園手続きについて

(1) 提出書類

- 利用契約書 重要事項説明同意書 個人情報同意書 口座振替依頼書
健康保険証写し 乳児医療証写し 勤務証明書(父母共) 保険同意書
市区町村の支給認定証の写し(就労していない場合) 実費徴収同意書

(2) 提出期限

提出書類は一式まとめて、入園日にご持参ください。

10. 企業主導型保育所事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用にあたっての留意事項

(1) 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	当園の利用を希望する場合は直接ご連絡ください。 園見学、入園面談ののち、入園手続きを行い、ご入園となります。 ご入園となった場合、北区教育委員会に企業主導型保育事業利用報告書をご提出ください。
利用終了について	当園の利用を終了しようとする場合、終了予定日の31日前までにお申し出いただき退所届を提出してください。また、終了するその月内に、北区教育委員会に企業主導型保育事業利用終了報告書をご提出ください。

(2) 利用にあたっての留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席を連絡する場合、又は登園が遅れる場合は、その日の8時30分までにご連絡願います。
お迎えが遅れる場合	登園時にお伺いした時間よりも15分以上お迎えが遅れる場合は、早急にご連絡願います。
毎朝の検温等の確認	登園前に必ず検温をし、健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	北区で定められている登園停止となる感染症にかかった場合は、医師の意見書(北区様式)をご提出いただき、登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	登園時に37.5度以上の熱があり、元気がなく機嫌が悪かったり、食欲がなく朝食・水分が取れていないなどの全身状態が不良である場合はお預かりすることができません。
与薬について	医療行為にあたるため、原則として行いません。ただし、医師が必要を認め、当園が処方を受けた薬に限り、医師の直接指示に基づき、行うことができます。必要がある場合は個別に相談させていただきます。
休園について	午前6時の時点で、特別警報(大雨・暴風・大雪・暴風雪等)が発令されている場合は休園とします。休園の場合にはコドモンを使用し、お知らせ致します。
自己都合による休園について	休園取得開始月の翌月末日までとし、休園予定の前月20日までにお申し出ください(休園届提出有り) *尚、休園期間中も月極基本保育料は発生致します。

11. 緊急時における対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又はかかりつけ医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
(赤羽東口病院：03-3902-2131 医師：廣澤知一郎)
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

12. 当施設に関する相談・苦情窓口に関する事項

(1) 相談に関して

保育に係わる事は担任及び副主任・園長へお気軽にご相談ください。その他、施設運営に関する事項は本部までご連絡ください。

電話番号：03-5939-6676

(2) 苦情に関して

施設長 玉木 貴美

法人代表役員 高橋 寿光

第三者委員 石渡良憲

正光寺保育園赤羽岩淵園

宗教法人正光寺

岩淵町自治会長

TEL：03-5939-6676

e-mail：info@sk-j.or.jp

TEL：03-3901-9806

(受付時間月曜日から金曜日)

13. 避難訓練及び消火訓練

消防計画作成(変更)届出書	赤羽消防署 令和2年10月16日届出 防災管理者 玉木 貴美
避難訓練	防災計画に基づき、火災及び地震、水害を想定した避難・消火・通報訓練を月一回行います。 引き渡し訓練を毎年一回実施しています
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯
避難場所	第一避難場所：正光寺 第二避難場所：荒川河川敷一帯

*非常災害時の連絡は、緊急連絡先への電話・コドモン・NTT災害用伝言ダイヤル(171)にて連絡をします。

14. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 児童福祉法第33条の10号に掲げる行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のため、マニュアルに基づく指導を座学で行っています。

15. 健康診断について

(1) 健康診断

全園児：毎年、年2回、嘱託医が検診します。検診の結果については、園児健康診断表に記載します。

全職員：当施設の職員は、採用時及び毎年一回健康診断を受け、保育業務に支障がないことを確認します。

(2) 歯科検診

全園児：毎年、年1回、嘱託歯科医が検診します。

(3) 身体測定

全園児：毎月身長・体重、年2回頭囲・胸囲の測定を行います。

結果については、各児童票及び成長の記録に記載し、コドモンで配信します。

*その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園にご相談ください。

16. 個人情報の守秘義務

個人情報の管理には常に適切な措置を講じ、ご提供いただきました情報について、以下の目的のために使用いたします。(別途「保育所内の個人情報に関する同意書」を提出いただきます)

【卒園】貴施設を卒園するに当たり、特定教育・保育施設(以下「保育所等」という。)への円滑な移行が図れるよう、新たに入所する予定の保育所等との間で情報を共有すること。

【転園】他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が、別の保育所等に在籍する場合において、他の保育所等との間で必要な連絡調整を行うこと。

【緊急時】公的機関(市区町村、警察等)、医療機関の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

【助成金申請業務】公益財団法人児童育成協会・東京都北区・東京都福祉保健局に対し、必要な情報提供を行うこと。

【世代間交流】多世代交流として福祉施設等に製作物を贈る際に、入所児の写真や手形を使用すること。